

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市浦和ふれあい館利用許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市浦和ふれあい館条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話：048-829-1252)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	(1)さいたま市浦和ふれあい館条例又はさいたま市浦和ふれあい館条例施行規則に基づく規則の規定に違反したとき (2)偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		